



第2次白井市行政経営改革実施計画

令和4年度～令和7年度

令和4(2022)年3月
(令和6(2024)年8月改訂)
白井市

1 行政経営改革実施計画について

(1) 行政経営改革実施計画の役割と位置付け

本市では、将来像を「ときめきと みどりあふれる 快活都市」と定め、その実現を目指し、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画である第5次総合計画（平成28年度から令和7年度まで）を策定しました。

行政経営指針は、この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針として、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の3つの基本方針を定め、基本方針の下に38項目の取り組みを設けています。

行政経営改革実施計画は、行政経営指針に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための計画です。

これまでの行政経営改革実施計画では、行政経営指針の38項目を達成するため、平成30年度から令和3年度までを推進期間とし、54の具体的な取組項目を位置付け実施してきました。

市では、行政経営改革実施計画を推進する中で、第5次総合計画後期実施計画や情報提供計画、人材育成基本方針を新たに定めるなどし、行政経営指針の38項目のうち30項目の実現を図ることとしました。

このことから、第2次行政経営改革実施計画では、残りの8項目に新たに「多様な収入の確保」の1項目を加えた9項目を達成するため、16の具体的な取組項目を位置付けました。

なお、策定に当たっては、行政経営改革審議会（以下「審議会」という）の意見を踏まえ、審議会や市職員などから具体的な提案をいただきました。

また、市では行政経営改革実施計画の他に、計画的かつ持続可能な行財政運営を進める上で、今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、平成30年度に財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組を策定しましたが、この取組については、実効性を確保するため、第2次行政経営改革実施計画の他、第5次総合計画後期実施計画等に新たに位置付けました。

「財政推計の見直しと財政健全化の取組」について

市では、今後、公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の追加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第5次総合計画策定時に行った財政推計との間に乖離が生じたため、平成30年度に「財政推計の見直しと財政健全化の取組」を策定しました。

行政経営指針の 3 つの基本方針

基本方針 1 市民自治のまちづくり

将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

- 1 市民参加の充実
- 2 地域コミュニティづくりの推進
- 3 情報共有の徹底と可視化

基本方針 2 自立した行財政運営

国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目指します。また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

- 1 効率的な行政組織の構築
- 2 多様な人材の育成と確保
- 3 財源の確保
- 4 歳出の抑制
- 5 適材適所による事業主体の見直し
- 6 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

※財政健全化の取組を含む

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向性を示す都市マスタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

- 1 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

※行政経営指針で定める 38 の取組項目の詳細は P 3、P 4 に記載

行政経営指針の 38 項目

行政経営指針の取組項目			今後の位置付け
基本方針 1	1. 市民参加の充実	①「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。	通常業務で実施
		②公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。	他の計画等へ
		③市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。	他の計画等へ
		④市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。	通常業務で実施
	2. 地域コミュニティづくりの推進	①自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。	通常業務で実施
		②地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。	他の計画等へ
		③各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。	他の計画等へ
		④小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。	他の計画等へ
	3. 情報共有の徹底と可視化	①広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。	第 2 次行政経営改革実施計画で実施
		②出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。	他の計画等へ
		③行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。	他の計画等へ
		④課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。	他の計画等へ
基本方針 2	1. 効率的な行政組織の構築	①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。	通常業務で実施
		②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。	取組完了
		③ＩＣＴなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。	他の計画等へ
	2. 多様な人材の育成と確保	①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。	取組完了
		②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。	他の計画等へ
		③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。	他の計画等へ
		④職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。	他の計画等へ
		⑤職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。	他の計画等へ

行政経営指針の取組項目		今後の位置付け
3.財源の確保	①市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。	通常業務で実施
	②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	第2次行政経営改革実施計画で実施
	③次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。	通常業務で実施
	④羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。	他の計画等へ
	⑤農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。	他の計画等へ
4.歳出の抑制	①事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。	第2次行政経営改革実施計画で実施
	②補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	第2次行政経営改革実施計画で実施
	③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。	他の計画等へ
5.適材適所による事業主体の見直し	①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	第2次行政経営改革実施計画で実施
	②事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。	第2次行政経営改革実施計画で実施
6.評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	①第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。	他の計画等へ
	②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。	他の計画等へ
	③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。	他の計画等へ
	④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	第2次行政経営改革実施計画で実施
	⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	第2次行政経営改革実施計画で実施
基本方針3 1.公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化	①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。	通常業務で実施
	②公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。	他の計画等へ
	③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。	取組完了

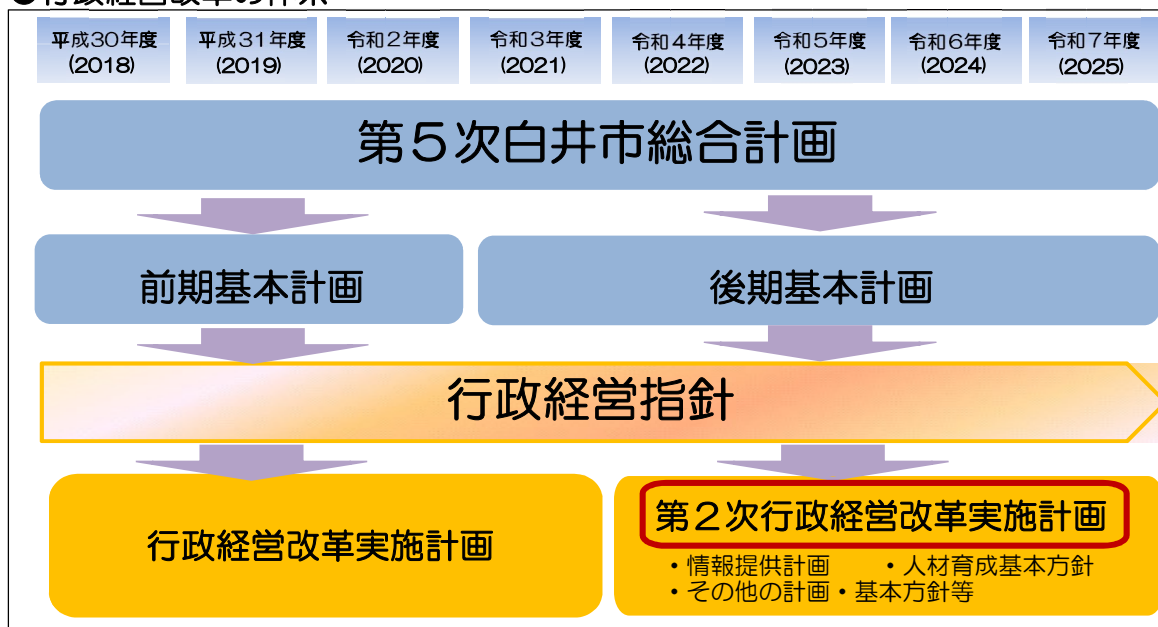
追加項目(1項目)

基本方針2 3.財源の確保	⑥多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。	第2次行政経営改革実施計画で実施
------------------	----------------------------	------------------

(2) 行政経営改革実施計画の計画期間

第2次行政経営改革実施計画は、行政経営指針の計画期間と合わせた令和4年度から令和7年度までの4年間の計画期間とします。

●行政経営改革の体系



(3) 行政経営改革実施計画の効果

行政経営改革実施計画は、財政上の効果額が見込める取組項目と、市民サービスの向上や市の業務の効率性が高まることが見込める取組項目によって構成されています。

財政上の効果額が見込める取組項目については、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額としており、計画策定時において、約7,347万円の効果額を見込んでいます。

また、それ以外の取組項目については、そのメリットを効果としています。

計画期間（4年間）に財政上の効果が見込める取組項目

取組番号	取組項目名	計画期間における財政効果額
2	使用料・手数料の見直し	970万円
3	上下水道料金の適正化	※計画を具体化する中で定める。
4	公有財産の有効活用	5,594万円 ※有効活用の結果増減する。
5	公共施設等へのネーミングライツの導入	※計画を具体化する中で定める。
7	赤道の市道認定の促進	783万円
8	土地の賃借廃止	※計画を具体化する中で定める。
9	補助金・扶助費の見直し	※計画を具体化する中で定める。
合 計		7,347万円

(4) 行政経営改革実施計画の進行管理

行政経営改革実施計画の進行管理については、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議で報告します。

また、市の審議会にも併せて報告し、提案や助言を受けることとします。

取組項目の実施内容や目標、効果については、進行管理の状況を踏まえて、適宜見直しすることとします。

なお、行政経営改革実施計画の進行管理等の結果については、ホームページ等において、公表していきます。

2 行政経営改革実施計画の取組項目について

行政経営改革実施計画は、次の１６の取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの取組項目をご覧ください。

※整理番号は行政経営指針の位置付けを表します。

市民自治のまちづくり

取組番号	情報共有の徹底と可視化	取組項目名	所管課	整理番号
1	広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。	オープンデータの推進（P. 10）	総務課	1-3-①

自立した行財政運営

取組番号	財源の確保	取組項目名	所管課	整理番号
2	使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	使用料・手数料の見直し（P. 11）	財政課	2-3-②-1
3		上下水道料金の適正化（P. 12）	上下水道課	2-3-②-2
4	多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。	公有財産の有効活用（P. 13）	公共施設マネジメント課	2-3-⑥-1
5		公共施設等へのネーミングライツの導入（P. 14）	公共施設マネジメント課	2-3-⑥-2
6		ガバメントクラウドファンディング活用の推進（P. 15）	秘書課 関係各課	2-3-⑥-3
7		赤道の市道認定の促進（P. 16）	道路課	2-3-⑥-4

取組番号	歳出の抑制	取組項目名	所管課	整理番号
8	事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。 また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。	土地の賃借廃止（P. 17）	財政課	2-4-①
9	補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	補助金・扶助費の見直し（P. 18）	財政課	2-4-②

取組番号	適材適所による事業主体の見直し	取組項目名	所管課	整理番号
10	市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	保育園の運営方法の検討と実施（P. 19）	保育課	2-5-①-1
11		学童保育所の運営方法の検討と実施（P. 20）	保育課	2-5-①-2
12		障害者支援センターの運営方法の検討と実施（P. 21）	障害福祉課	2-5-①-3
13		高齢者就労指導センターの運営方法の検討と実施（P. 22）	高齢者福祉課	2-5-①-4
14	事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。	出張所窓口の廃止（P. 23）	市民課	2-5-②

取組番号	評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	取組項目名	所管課	整理番号
15	市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	市政に関する市民意向等の把握と公表（P. 24）	企画政策課	2-6-④
16	行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	事業のスクラップ・リセットの徹底（P. 25）	企画政策課	2-6-⑤

■行政経営改革実施計画の取組項目における表の見方は、次のとおりです

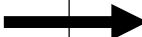
A

	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

市民自治のまちづくり B

情報共有の徹底と可視化

広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

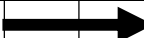
取組番号	①	項目名	③	所管課	④	
整理番号	②					
これまでの取り組み	⑤					
これからの取り組み	⑥					
目的	⑦					
目標時期	⑧					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
⑨						
	目標		効果			
令和 4 年 度	⑩		【市の効果】 【市民の効果】 ⑪			
令和 5 年 度						
令和 6 年 度						
令和 7 年 度						
項目	説 明					
A	取組項目の分類を示しています。全ての取組項目は、「新規」、「見直し改善（拡充）」、「継続（拡充）」に分類しています。					
B	行政経営指針の基本方針・行政経営改革実施計画の取組項目を記述しています。					
①	取組項目番号です。					
②	整理番号です。行政経営指針の位置付けを表します。					
③	取組項目名です。					
④	取組項目を推進する所管課名です。					
⑤	取組項目におけるこれまでに実施した取り組みや課題を記入しています。					
⑥	取組項目におけるこれから実施する取り組みです。					
⑦	取組項目を実施する目的です。					
⑧	取組項目を実施又は本格実施する目標の年度です。毎年実施する場合は随時としています。					
⑨	取組項目における具体的な実施内容とその実施スケジュールです。					
⑩	取組項目の年度別実施目標です。⑨の実施内容を詳しく記入しています。					
⑪	取組項目を実施することの効果を記入しています。歳入の増加又は歳出の削減などの財政上の効果のある取組項目の場合は、効果額として金額を記入しています。なお、検討が具体化していないため、計画策定時点で効果額を定めることのできないものは■円としています。					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

市民自治のまちづくり

情報共有の徹底と可視化

広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

取組番号	1	項目名	オープンデータの推進	所管課	総務課	
整理番号	1-3-①					
これまでの取り組み	・国や地方公共団体は、オープンデータ（誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開されたデータ）に取り組むことが義務付けられている。 県が公開しているオープンデータから一部の白井市の情報は取得できるが、市が独自で公開しているオープンデータはなかった。					
これからの取り組み	・調査・研究の上、市独自のオープンデータの推進に関する基本方針を策定し、公開する。 ・市民向け公開型GISについては、費用対効果等を検討の上、導入の可否を検討する。					
目的	・「透明性・信頼性の向上」、「市民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」を図るため。					
目標時期	令和5年度					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
オープンデータの公開に向けた準備・研究						
オープンデータの公開						
市民向け公開型GIS導入の検討						
市民向け公開型GIS導入の検討結果に伴う実施						
	目標		効果			
令和4年度	・オープンデータの公開に向けた準備・研究		【市の効果】 ・都市計画情報等をオープンデータ化することで窓口・電話対応事務の軽減を図ることができる。 【市民の効果】 ・市の都市計画情報等を自由に利用できる。 ・市民生活に役立つ新しいサービスが創出され機会が増える。			
令和5年度	・オープンデータの公開 ・市民向け公開型GIS導入の検討					
令和6年度	・オープンデータの公開 ・市民向け公開型GIS導入の検討					
令和7年度	・オープンデータの公開 ・市民向け公開型GIS導入の検討結果に伴う実施					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

取組番号	3	項目名	上下水道料金の適正化	所管課	上下水道課
整理番号	2-3-②-2				
これまでの取り組み	- 水道事業・下水道事業の経営は、一般会計からの繰り入れを一部活用して経営している。 - 水道事業については、平成 30 年度に上下水道事業審議会に諮問し、事業の経営健全化及び経営基盤の一層の強化のため、水道料金改定は必要であるとの答申があった。 - 水道料金について、令和 2 年度より改定した。以後、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえた上で、5 年おきに検証や見直しを行うこととした。				
これからの取り組み	- 下水道使用料については、使用料体系だけでなく、手数料徴収等、使用料以外の新たな収入の確保を含めて令和 4 年度から見直し検討を行い、方針を決定する。 - 水道料金については、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえた上で、5 年おきに検証や見直しを行うこととし、令和 7 年度に実施予定。				
目的	適正な料金（受益者負担）を徴収することで、経営基盤の強化を図るため。				
目標時期	令和 7 年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討					
・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討結果に伴う実施					
・水道料金の検証、見直し及び検討					
目標		効果			
令和 4 年度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討				
令和 5 年度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討				
令和 6 年度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に伴う実施				
令和 7 年度	- 下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に伴う実施 - 水道料金の検証、見直し及び検討				
		効果額			
		■円			

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	4	項目名	公有財産の有効活用	所管課	公共施設マネジメント課 文化センター
整理番号	2-3-⑥-1				
これまでの取り組み	- 行政財産の目的外使用については、使用を許可した上で、使用料を徴収している。 - 普通財産の使用について、貸付契約等により、賃借料を得ている。 - 平成 29 年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定した。 - 基本方針に基づき、教職員住宅の売却や一時的な給食センター跡地の利活用を実施した。				
これからの取り組み	- 富士南園広場などの公有財産については、「公有財産の利活用に関する基本方針」に基づき、売却または貸付等の有効活用を検討していく。 - 文化センター内で空きとなっている喫茶室スペースについて、募集等を行い有効活用していく。				
目的	・財源の確保を図るため。				
目標時期	随時				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
公有財産の貸付等の実施		■	■	■	■
普通財産等の売却		■	■	■	■
文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集		■			
文化センターの喫茶室スペースの貸付実施			■	■	■
富士南園広場の有効活用の検討		■	■		
富士南園広場の有効活用の検討結果に伴う実施				■	■
目標		効果			
令和 4 年度	- 公有財産の貸付等の実施 - 普通財産等の売却 - 文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集 - 富士南園広場の有効活用の検討	【公有財産の貸付等に係る概算効果額】 年間：約 3,536,000 円 （令和 3 年度当初予算額） 3,536,000 円×4 カ年＝14,144,000 円			
令和 5 年度	- 公有財産の貸付等の実施 - 普通財産等の売却 - 文化センターの喫茶室スペースの貸付実施 - 富士南園広場の有効活用の検討	【普通財産等の売却に係る概算効果額】 ※近傍価格×面積 集会所予定地（普通財産売却）： 93,500 円×300 ㎡＝28,050,000 円（笹塚） 79,500 円×173 ㎡＝13,753,500 円（堀込）			
令和 6 年度	- 公有財産の貸付等の実施 - 普通財産等の売却 - 文化センターの喫茶室スペースの貸付実施 - 富士南園広場の有効活用の検討結果に伴う実施				
令和 7 年度	- 公有財産の貸付等の実施 - 普通財産等の売却 - 文化センターの喫茶室スペースの貸付実施 - 富士南園広場の有効活用の検討結果に伴う実施				
		効果額		55,947,500 円	

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	5	項目名	公共施設等へのネーミングライツの導入	所管課	公共施設マネジメント課			
	2-3-⑥-2							
これまでの取り組み	・ネーミングライツの導入について、過去に検討したことはあったが、他市町村の状況から市で応募が見込めないことから見送った。							
これからの取り組み	・ネーミングライツに関する基本方針を策定した上で制度化し、募集を行う。							
目的	・施設の維持管理や修繕に係る財源確保を図るため。							
目標時期	令和6年度							
実施内容			実施スケジュール					
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
ネーミングライツ導入に向けた準備・研究			→					
企業の募集				→				
ネーミングライツの実施					→			
	目標		効果					
令和4年度	・ネーミングライツ導入に向けた準備・研究		【市の効果】 ・市有施設の運営や維持管理といった費用へ新たな財源を充てることにより安定的で健全な施設運営となり、併せて財政負担軽減となる。					
令和5年度	・企業の募集		【市民の効果】 ・安定的な施設サービス等の提供を受けられる。					
令和6年度	・ネーミングライツの実施							
令和7年度	・ネーミングライツの実施							
			効果額					
			■円					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	6	項目名	ガバメントクラウドファンディング 活用の推進	所管課	秘書課・関係各課					
整理番号	2-3-⑥-3									
これまでの 取り組み	・クラウドファンディングを活用した事業実績はあるが、活用実績が少ない状況である。									
これからの 取り組み	・庁内全体でクラウドファンディングに関する知識を深め、各課で活用していく。 ・活用事業を検討し、クラウドファンディングを実施する。									
目的	・事業実施の新たな財源として、クラウドファンディングを活用していくため。									
目標時期	随時									
実施内容			実施スケジュール							
			令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
クラウドファンディングに係る勉強会の実施			➡		➡		➡		➡	
クラウドファンディングの実施					➡		➡		➡	
目 標			効 果							
令和 4 年 度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施		【市の効果】 ・事業実施にあたって、新たな財源の確保が期待できる。							
令和 5 年 度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施 ・クラウドファンディングの実施									
令和 6 年 度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施 ・クラウドファンディングの実施									
令和 7 年 度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施 ・クラウドファンディングの実施									

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	7	項目名	赤道の市道認定の促進		所管課	道路課	
整理番号	2-3-⑥-4						
これまでの取り組み	・平成 31 年度から令和 2 年度にかけて、赤道の調査を実施し、280 路線・約 45km の市道認定対象路線が抽出された。 ・抽出された赤道のうち、令和 3 年度に約半分の詳細調査を実施し、81 路線・約 16 km の認定が完了した。						
これからの取り組み	・抽出された残りの赤道について、令和 4 年度に詳細調査を実施し、認定基準に適合する路線を認定する。						
目的	・赤道を市道認定することで、普通交付税等の増収を図り、道路維持管理費の一部を確保する。						
目標時期	令和 4 年度						
実施内容				実施スケジュール			
				令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
赤道の市道認定				→			
	目標			効果			
令和 4 年 度	・赤道の市道認定			【市の効果】 ・赤道を市道認定することで、普通交付税の増加が見込める。 【赤道の市道認定に係る概算効果額】 令和 3 年度認定：約 16 km 令和 5 年度からの積算増額：約 7,831,000 円			
令和 5 年 度							
令和 6 年 度							
令和 7 年 度							
				効果額 7,831,000 円			

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

取組番号	8	項目名	土地の賃借廃止	所管課	財政課	
整理番号	2-4-①					
これまでの取り組み	・平成 30 年度時点で、第 5 次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間に大きな差があったため、財政健全化の取組を策定し、土地の賃借廃止の検討及び実施をしている。					
これからの取り組み	・土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止する。					
目的	・土地の賃借を見直すことで経費削減を図るため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
賃借廃止できる土地の洗い出し						

■円

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。

取組番号	9	項目名	補助金・扶助費の見直し	所管課	財政課	
整理番号	2-4-②					
これまでの取り組み	・平成 29 年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、基本方針に基づき、5 年ごとに、行政評価の一環として、全ての補助金の見直しを行うこととした。 ・扶助費については、平成 30 年度に「扶助費のあり方」を策定し、随時見直しを行うこととした。					
これからの取り組み	・予算編成時に全ての補助金について、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、適切に運用しているかを確認する。 ・財政課と担当課等でヒアリングを実施し、市が任意に支出する扶助費について、ヒアリング結果を基に方針を示し、適正化を図る。					
目的	・補助金及び扶助費を適正に執行するため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
補助金の見直しの実施						

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

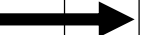
取組番号	10	項目名	保育園の運営方法の検討と実施	所管課	保育課				
整理番号	2-5-①-1								
これまでの取り組み	・市には12施設の保育園がある。(公立3、私立9) ・保育園の運営方法について、直営、一部委託、指定管理者制度の導入、民営化等の運営方法を比較し、市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストの観点から最も適した運営方法を決定することとした。								
これからの取り組み	・運営方法については、令和6年9月までに決定する。 ・運営方法を決定するためには、公立保育園のあり方を検討していく必要があるため、令和6年度にかけて検討を行い、その結果をもとに運営方法を決定していく。								
目的	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため。								
目標時期	令和6年度								
実施内容		実施スケジュール							
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
保育園の運営方法の内部検討		→							
保育園の運営方法の外部検討				→					
保育園の運営方法の検討結果に基づく準備						→			
保育園の運営方法の検討結果に基づく実施								→	
	目標			効果					
令和4年度	・保育園の運営方法の内部検討			【市の効果】 ・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。					
令和5年度	・保育園の運営方法の外部検討								
令和6年度	・保育園の運営方法の外部検討 ・保育園の運営方法の検討結果に基づく準備								
令和7年度	・保育園の運営方法の検討結果に基づく準備 ・保育園の運営方法の検討結果に基づく実施								

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	11	項目名	学童保育所の運営方法の検討と実施	所管課	保育課
取組項目	2-5-①-2				
これまでの取り組み	・学童保育所の運営については、平成 29 年度から運営委託を実施している。 ・令和 2 年度末までの契約期間では、運営委託による運営と指定管理者制度等による運営の比較ができていなかった。 ・運営委託でも事業者運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心・安全なサービスの提供」「保護者負担の軽減」が達成できていたことから、令和 3 年度以降についても運営委託を継続している。				
これからの取り組み	・学童保育所の運営について、運営委託を継続するか指定管理者制度等による運営とするかを令和 6 年 9 月までに決定する。				
目的	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため。				
目標時期	令和 6 年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
学童保育所の運営方法の検討					
学童保育所の運営方法の検討結果に基づく準備					
学童保育所の運営方法の検討結果に基づく実施					
目標		効果			
令和 4 年度	・学童保育所の運営方法の検討	【市の効果】 ・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。			
令和 5 年度	・学童保育所の運営方法の検討				
令和 6 年度	・学童保育所の運営方法の検討 ・学童保育所の運営方法の検討結果に基づく準備				
令和 7 年度	・学童保育所の運営方法の検討結果に基づく準備 ・学童保育所の運営方法の検討結果に基づく実施				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	12	項目名	障害者支援センターの運営方法の検討と実施	所管課	障害福祉課	
整理番号	2-5-①-3					
これまでの取り組み	・ 障害者支援センターの管理運営については、指定管理者が行っている。 ・ 「生活介護」「放課後等デイサービス」「相談支援」の事業は、市内でも他事業者が参入してきており、自立運営が可能なため、公共施設で今の指定管理業務を行う必要性が低くなっている。					
これからの取り組み	・ 指定管理者制度から事業委託への切り替え、建物及び土地の売却もしくは賃貸等を検討する。					
目的	・ 市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、事業主体を決定するため。					
目標時期	令和7年度					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害者支援センターの運営方法の内部検討						
障害者支援センターの運営方法の外部検討						
市民への意見徴収の実施						
障害者支援センターの運営方法の検討結果に基づく準備						
目標			効果			
令和4年度	・ 障害者支援センターの運営方法の内部検討		【市の効果】 ・ 事務負担及び建物の維持管理費の軽減、不動産収入等の財源確保を行うことができる。 【市民の効果】 ・ 行政サービスが向上する。			
令和5年度	・ 障害者支援センターの運営方法の内部検討					
令和6年度	・ 障害者支援センターの運営方法の外部検討					
令和7年度	・ 障害者支援センターの運営方法の外部検討 ・ 市民への意見徴収の実施 ・ 障害者支援センターの運営方法の検討結果に基づく準備					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	13	項目名	高齢者就労指導センターの運営方法 の検討と実施	所管課	高齢者福祉課						
整理番号	2-5-①-4										
これまでの 取り組み	・高齢者就労指導センターの管理運営については、指定管理者である公益社団法人白井市シルバー人材センターが行っている。なお、同法人の事務所も施設内に設けられている。 ・平成 24 年度の事業仕分けの結果（「必要性の再検討」）を受け、白井市シルバー人材センターへの無償貸与等が検討されたが、大規模な修繕の必要や施設の維持管理費用における課題があったことから見直しには至らなかった。 ・60 才以上の市民が無料で利用できる会議室等は、周辺に類似の公の施設である福祉センターがあることから、シルバー人材センターの会員以外の利用がほぼない状況にある。										
これからの 取り組み	・公の施設としての高齢者就労指導センターの廃止（指定管理者制度の廃止）を含めた運営方法の検討を行い、高齢者の就労に必要な技能習得に関する事業などについて、事業主体の見直しを行う。 ・建物及び土地の売却や賃貸等を検討する。										
目的	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、事業主体を決定するため。										
目標時期	令和 9 年度										
実施内容				実施スケジュール							
				令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
高齢者就労指導センターの運営方法の検討								→			
市民からの意見聴取の実施									→		
高齢者就労指導センターの運営方法の検討結果に基づく準備										→	
	目 標			効 果							
令和 4 年 度				【市の効果】 ・事業費及び建物の維持管理費の軽減、不動産収入等の財源確保を行うことができる。							
令和 5 年 度											
令和 6 年 度	・高齢者就労指導センターの運営方法の内部検討 ・市民からの意見聴取の実施										
令和 7 年 度	・高齢者就労指導センターの運営方法の検討結果に基づく準備										

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

取組番号	14	項目名	出張所窓口の廃止	所管課	市民課
整理番号	2-5-②				
これまでの取り組み	・市の出張所では、住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行のみが行える。（戸籍証明は平日のみ） ・出張所運営についてのアンケート調査や意見交換会を実施した。 - また、廃止の際は全出張所を同時に廃止することとしたが、時期については、マイナンバーカードの交付率が50%を超えた時点から再検討することとなった。 ・一部出張所で平日の開所時間を午前中のみとする段階的な見直しを実施した。				
これからの取り組み	・マイナンバーカードの交付率について、令和4年度中には50%を超える見込みであるため、無作為抽出によるアンケート調査、市民との意見交換会、出張所条例の廃止等を行い、令和5年度中の実施を想定している。				
目的	マイナンバーカードの普及に伴い、役割の少なくなった出張所窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図るため。				
目標時期	令和5年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出張所窓口の廃止の検討		■	■		
無作為抽出によるアンケート調査		■	■		
市民との意見交換会及び周知		■	■		
出張所窓口の廃止の実施				■	■
目標		効果			
令和4年度	・出張所窓口の廃止の検討 ・無作為抽出によるアンケート調査 ・市民との意見交換会及び周知	【市の効果】 ・役割の少なくなった出張所窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減ができる。 【市民の効果】 ・コンビニエンスストアでは、より幅広い時間帯で証明書等の発行ができる。 出張所窓口の廃止は、マイナンバーカードの普及・周知にもつながるため、結果として行政サービスの向上が期待できる。			
令和5年度	・出張所窓口の廃止の実施 ・無作為抽出によるアンケート調査 ・市民との意見交換会及び周知 ・出張所窓口の廃止の実施				
令和6年度	・出張所窓口の廃止の実施				
令和7年度	・出張所窓口の廃止の実施				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

市民ニーズを把握し、市民の立場になってその行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。

取組番号	15	項目名	市政に関する市民意向等の把握と公表	所管課	企画政策課	
整理番号	2-6-④					
これまでの取り組み	- 市は、5年に1回、市政に関する市民意向等を把握するため、住民意識調査を実施し、総合計画の策定に活用しているが、計画の推進時においては、市の取り組みの進捗等により市民の意識がどう変化しているかの経年的な把握が不十分な状況にあった。 - 平成29年度に「しろいeモニター制度」を創設し、インターネットを活用したアンケートを実施することで、市の取り組みに対する市民の意向・意識等を経年的に把握した。 - 令和2年度からアンケートの回答率の向上とモニター数の増加を図るため、一定の要件を満たした場合は抽選でプレゼントを実施する制度を創設した。					
これからの取り組み	- SNSなどを活用してeモニターを募集することでモニター数の増加を図り、より多くの市民等の意見を募る。 - アンケート結果の情報提供手段について検討し、より広く公表するとともにeモニター制度の一層の周知を図る。					
目的	市民の意向・意識等の変化を的確に把握し、市民ニーズに基づいて市の事業を随時改善するため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施と公表						
住民意識調査の実施						
	目標		効果			
令和4年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施		【市の効果】 - 市民ニーズに基づいた市の事業の改善が進む。 - 市民ニーズを経年的に把握できる。			
令和5年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施		【市民の効果】 - 市民ニーズが市政に反映される。 - 行政がわかりやすくなる。 - 自分の意向を市に伝える機会が増える。			
令和6年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施 ・住民意識調査の実施					
令和7年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施					

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

取組番号	16	項目名	事業のスクラップ・リセットの徹底	所管課	企画政策課	
整理番号	2-6-⑤					
これまでの取り組み	・事業のスクラップ・リセットを徹底するための基準や仕組みがなかった。 ・平成 29 年度に事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進める基準として「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定し、事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進めた。					
これからの取り組み	・「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」に基づき、また、ロジックモデルを意識し、事業の有効性や必要性などの観点から引き続き事務事業の廃止、休止などの見直しを進めていく。					
目的	・事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し						
	目標		効果			
令和 4 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し		【市の効果】 ・事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しが進む。 ・市民ニーズに基づき市の事業の改善が進む。 ・必要性が低い事業を廃止できる。			
令和 5 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し		【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。 ・市政に参加できる。 ・税金が有効に使われる。			
令和 6 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し					
令和 7 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し					

3 策定の経過

令和2年度	
令和3年 3月26日	●第1回行政経営改革審議会 ・行政経営改革審議会委嘱状交付式 ・委員長・副委員長の選任 ・行政経営改革審議会の役割についての説明 ・これまでの市の行政経営改革についての説明 ・行政経営改革実施計画の策定についての説明
令和3年度	
令和3年 4月23日	●第2回行政経営改革審議会 ・白井市の財政状況についての説明 ・新たな取組項目の検討方法についての説明
4月30日～ 5月14日	・委員各自で新たな取組項目の提案書作成
4月30日～ 5月20日	・市職員から新たな取組項目の提案募集
6月22日	●第3回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討
7月16日	●第4回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討
8月24日	●第5回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討 ・市職員から募集した新たな取組項目の提案の報告
9月17日	●第6回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討結果について報告
11月5日	●第7回行政経営改革審議会 ・第2次行政経営改革実施計画（素案）の検討
11月26日	●第8回行政経営改革審議会 ・第2次行政経営改革実施計画（素案）の決定・答申
令和4年 1月14日	・行政経営戦略会議で第2次行政経営改革実施計画（案）の決定
2月10日～ 2月23日	第2次行政経営改革実施計画（案）に対するパブリックコメント
3月14日	第2次行政経営改革実施計画の決定

4 行政経営改革審議会

(1) 行政経営改革審議会の設置について

白井市附属機関条例（平成24年12月28日条例第24号）により設置され、次のとおり担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期を定めています。

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市行政経営改革審議会	(1) 行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。 (2) 行政経営改革について市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民	8人以内	3年

(2) 行政経営改革審議会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
坂 野 喜 隆	学識経験者	会長
山 田 愛	市 民	副会長
宗 和 暢 之	学識経験者	委員
岩 井 義 和	学識経験者	委員
太 田 高 史	市 民	委員
今 久 美 子	市 民	委員
大 江 啓	市 民	委員
高 橋 友 幸	市 民	委員

（答申日：令和3年11月26日現在）

【改定の履歴】

・令和6年8月1日改訂

取組項目（1 項目）の追加

（整理番号 2-5-1-④ 高齢者就労指導センターの運営方法の検討と実施）

白 井 市 行 政 経 営 改 革 実 施 計 画
令和 4 年度～令和 7 年度

発行日 令和 4 年 3 月 14 日
(令和 6 年 8 月一部改訂)

発 行 白 井 市

編 集 白 井 市 総 務 部 総 務 課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL 047-492-1111 (代表)

FAX 047-491-3510